憲法ネット103連続講座第3回目

「防衛力整備計画」を読む

清末愛砂
（室蘭工業大学大学院教授／憲法学・ジェンダー法学）

1

Ⅰ　防衛力整備計画の方針

- 防衛力整備計画とは：以前の「中期防衛力整備計画（2019年度－2023年度）←昨年12月の安保三文書の閣議決定により廃止
- 防衛力の強化方針（「Ⅰ計画の方針」より抜粋）：5年と10年後の目標

「国家防衛戦略」（令和４年12 月16 日国家安全保障会議決定及び閣議決定）に従い、宇宙・サイバー・電磁波領域を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする多次元統合防衛力を抜本的に強化し、相手の能力と新しい戦い方に着目して、５年後の2027 年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。おおむね10 年後までに、防衛力の目標をより確実にするため更なる努力を行い、より早期かつ遠方で侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

2

ⅩⅢ　所要経費（順番は最後ですが・・・）

- 2023年度から2027年度までの防衛力整備計画の実施に必要な総額：43兆円程度（総額）
  - ■実際には後年度負担（分割ローン）の分をあわせると、さらに増えることに（東京新聞2022年12月31日ウェブ版）
  - ■43兆円の内訳：新しい装備品の契約費＋人件費＋これまでのローンの支払い
- 財源（2027年度まで）：歳出改革＋決算剰余金の活用＋防衛力強化資金の創設＋税制措置等
  - ■国有地の活用等
  - ■建設国債（防衛費は公共事業ではないはず・・・）
  - ■国立病院機構や地域医療機能推進機構の積立金の返納
  - ■法人税、たばこ税、所得税
- 2023年2月28日：2023年度の予算案が衆院で可決←予算における衆議院優越（憲法60条）により自動成立へ（3月中頃）

3

防衛費装備計画の構成

Ⅰ　計画の方針（清末）
Ⅱ　自衛隊の能力等に関する主要事業（杉原）
Ⅲ　自衛隊の体制等（杉原）
Ⅳ　日米同盟の強化（清末）
Ⅴ　同志国等との連携（清末）
Ⅵ　防衛力を支える要素（清末）
Ⅶ　国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組（清末）
Ⅷ　早期装備化のための新たな取組（杉原）

Ⅸ　いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤（杉原）
Ⅹ　防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化（清末）
Ⅺ　最適化の取組（杉原）
Ⅻ　整備規模（略）
ⅩⅢ　所要経費等（清末）
ⅩⅣ　留意事項　・・・沖縄関連
別表１
別表２
別表３

防衛力の目標と達成時期（5年間と10年間）、10年後の規模等・・・重要

4

Ⅳ 日米同盟の強化

【日米同盟の強化】

- 「宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦に係る協力、相互運用性を高めるための取組、我が国による反撃能力の行使に係る協力、防空、対水上戦・潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング（ＩＳＲＴ）、アセットや施設の防護、後方支援等における連携」
- 力による現状変更等の抑止⇒「事態に応じて柔軟に選択される抑止措置（ＦＤＯ）、情報収集・警戒監視・偵察（ＩＳＲ）等を拡大・深化」「日米双方の施設等の共同使用の増加、訓練等を通じた日米の部隊の双方の施設等への展開」・・・監視の共同体制
- 在日米軍の駐留にかかる経費の安定的確保（同盟強靭化予算）・・・米軍との一体ではなく、一部化

5

Ⅴ 同志国等との連携

- 「二国間・多国間の防衛協力・交流を一層推進」⇒軍事同盟の強化
  - ■人的交流
  - ■戦略的寄港・寄航、共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、国際平和協力活動等
    - ①共同訓練・演習：「二国間・多国間の共同訓練・演習を積極的に推進」
    - ②装備・技術計画：「防衛装備の海外移転や国際共同開発を含む、装備・技術協力の取組の強化」
    - ③能力構築支援：「インド太平洋地域の各国軍隊等に対し、能力構築支援の取組を一層強化」・・・東南アジア諸国、太平洋島嶼国

6

Ⅵ 防衛力を支える要素

①訓練・演習：「自衛隊の統合訓練・演習や日米の共同訓練・演習に加え、オーストラリア、インド、欧州・東南アジア諸国等との二国間、多国間の訓練・演習」

- ■そのために、「北海道を始めとする国内の演習場等を整備し、その活用を拡大するとともに、国内において必要な訓練基盤の整備・充実を着実に進める」
- ■「北海道を始めとする国内の演習場等を含め、訓練基盤の周辺環境への配慮」←例えば、「レゾリュート・ドラゴン22」（2022年10月）のような南西諸島を見立てた共同訓練を実施済み

②海上保安庁との連携・協力の強化

③地域コミュニティーとの連携：地方自治体や地域住民の理解や協力を得る←自衛隊関連施設ですでに行われていることの強化（千歳市、遠軽町等）

④政策立案機能の強化等：「自衛隊の将来の「戦い方」とそのために必要な先端技術の活用・育成・装備化について、関係省庁や民間の研究機関、防衛産業を中核とした企業との連携を強化」「防衛研究所を中心とする防衛省・自衛隊の研究体制を見直し・強化し、知的基盤としての機能を強化」←軍事研究の推進・日本学術会議への介入問題

7

Ⅶ 国民の生命・身体・財産の保護・国際的な安全保障協力への取組

①大規模災害等への対応：「南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害や原子力災害を始めとする特殊災害といった各種の災害」「原子力発電所の近傍における展開基盤の確保等について検討の上、必要な措置を講じる」←武力攻撃災害（国民保護法2条4項）も含まれるのでは？その場合は、その名の下で防衛出動へ

②海洋安全保障及び既存の国際的なルールに基づく空の利用に関する取組：自由で開かれたインド太平洋ビジョン←「諸外国との共同訓練・演習、装備・技術協力、能力構築支援、情報共有等の様々な機会を捉えた艦艇や航空機の寄港・寄航等の取組を推進」

③国際平和協力活動等：「在外邦人等の保護措置及び輸送」「中央即応連隊及び国際活動教育隊の一体化による、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊を新編」「関係省庁や諸外国、非政府組織等との連携・協力の重要性」←邦人保護の名の下で海外派兵へ。無人機運用の実際（例：ガザ、パキスタンとアフガニスタンの国境）、非政府組織（NGO）による軍事協力

8

X 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

①人的基盤の強化：サイバー領域等での教育体制の強化・民間人材活用

- 採用の取組強化：人員確保のための大学進学支援の充実化、非任期制自衛官の採用拡大（貸費学生制度の拡充）←米国化
- 予備自衛官等の活用
- 人材の有効活用：女性隊員←女性の活躍推進政策の一環（ジェンダー構造の強化にしかならない）
- 生活・勤務環境の改善：ハラスメント対策・ワークライフバランス←特にハラスメント対策は人員確保のためにやるものではない（人権の問題！）
- 人材の育成：「サイバー領域等を含む教育・研究の内容及び体制を強化」
- 処遇の向上及び再就職支援：「特に艦艇やレーダーサイト等で厳しい任務に従事する隊員を引き続き適正に処遇するとともに、反撃能力を始めとする新たな任務の増加を踏まえた隊員の処遇の向上を図る」

②衛生機能の変革：戦傷医療（応急措置、後送時の救護、後送先の病院での救護）←戦闘を前提とするもの

9

日本最大の演習場：矢臼別演習場
（2021年、講演者撮影）

10